



修学上の合理的配慮の申請や相談などのお問い合わせは

江戸川大学 障害学生支援室 (A棟1F)

TEL:04-7152-9945

Mail:s-shien@edogawa-u.ac.jp

月～金曜日 9:00～17:00

■各課 お問い合わせ先 (月～金曜日 9:00～17:00)

入学課	(N棟1F)	-----	04-7152-9871
教務課	(A棟1F)	-----	04-7152-9615
学生課	(A棟1F)	-----	04-7152-9945
学生相談室	(C棟1F)	-----	04-7152-9941

障害学生支援室

聴覚障害のため授業中の
会話が聞き取れない…

手先が不自由なため
定期試験で解答を書くのに
すごく時間がかかるなあ…

車いすや視覚障害のため
教室移動が間に合わない…

授業中の服薬や
体調不良が心配…

視覚障害のため配布資料や
ホワイトボード、モニターが
見えにくい…

授業や定期試験で
困っていることは
ありませんか？



修学上における
合理的配慮について

合理的配慮とは？



■合理的配慮とは、何らかの障害を持つ学生が大学生活や学業に取り組む上での社会的障壁（ハードルになっている部分）を、環境調整や設定変更によって除去することです。

■合理的配慮は、**学生本人の意思にもとづいて**実施されます。ご家族や大学教職員などの意思によって、学生本人が望んでいない合理的配慮を実施することはできません。

■合理的配慮の申請には、**障害者手帳(写)や医師の診断書など、客観的な根拠となる資料の提出**が必要です。

■合理的配慮は、教育の目的・内容・評価の本質を損なわない範囲で、個々の学生の障害の状態・特性に応じた配慮内容の提供となります。**単位の修得や進級・卒業を保証するものではありません。**

■合理的配慮は、実施以前にさかのぼって適用されるものではありません。

■合理的配慮は、申請してから合理的配慮計画検討会による決定を経て、実施されるまでに1~2カ月程度がかかります。

合理的配慮の対象学生と、合理的配慮の主な例

※具体的な支援内容は相談にもとづいて決定いたします。

肢体不自由

- 移動が少ない教室や着席位置の配慮
- 試験時間の延長
- 別室受験

精神障害・発達障害

- 修学環境の調整
- 試験時間の延長
- スケジュールの事前伝達など

聴覚障害

- 教室の着席位置の配慮
- 文字通訳や補聴援助システムの活用
- 重要事項の板書や文書による伝達

視覚障害

- 資料の拡大コピー
- 教室の着席位置の配慮

内部障害

- 教室の着席位置の配慮
- 通院や服薬への配慮

修学において合理的配慮を受けるには？

支援の流れ

1

お問い合わせ・相談

まずは障害学生支援室にご連絡・ご相談ください。
s-shien@edogawa-u.ac.jpまたは**04-7152-9945**

2

学生本人からの合理的配慮の申請

学生支援コーディネーターとの面談の中で、希望する支援内容を丁寧に聞き取り、提出された下記書類の申請内容の確認と関連部署と調整や確認を行います。

- 修学上の合理的配慮申請書 (様式-1)
- 修学上の合理的配慮申請科目一覧 (様式-2)
- 障害者手帳の写し、医師の診断書など

定期試験における合理的配慮の申請は、各試験ごとに申請が必要です。その場合は、**定期試験における特別措置の申請書 (様式-3)**の提出が必要です。

※様式-3は、様式-1、2が提出されていることが前提です。
※実習に関する合理的配慮の申請は別様式になりますので、ご相談ください。

3

支援内容の検討

合理的配慮計画検討会で申請内容について検討します。

4

学生本人との合意形成

合理的配慮計画検討会で決定した支援内容について、学生本人と合意形成を行います。合意形成ができるよう丁寧に話し合いを行います。

5

支援内容の決定と支援開始

合意形成後、障害学生支援室から支援内容を科目担当教員に連絡すると共に、**本人から履修する科目の担当教員に修学上の合理的配慮について(依頼)**を原則教室で手渡すことで、支援が開始します。

6

フィードバック

学期末には、支援の確認や見直しを行い、支援内容の再検討を行います。

